

岡山芸術創造劇場条例の制定について

岡山芸術創造劇場条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山芸術創造劇場条例

(目的及び設置)

第1条 市民の自主的な文化芸術に関する活動を促進し、岡山の文化芸術の一層の発展及び新たな文化芸術の創造を図るとともに、広域的な交流を促進し、まちのにぎわいの創出につなげ、もって心豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するため、岡山市北区表町三丁目10番、11番、23番及び24番に岡山芸術創造劇場（以下「劇場」という。）を設置する。

(事業)

第2条 劇場は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化芸術等の鑑賞及び普及のための事業の企画及び実施に関すること。
 - (2) 教育、福祉、産業等の幅広い分野の施策と連携した事業の企画及び実施に関すること。
 - (3) 多様な人々が集い、憩い、及び交流することができる公演、催事等の開催、情報の収集及び提供等に関すること。
 - (4) 新たな文化芸術の創造活動の支援に関すること。
 - (5) 前各号に掲げる事業に係る国際交流及び人材育成に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、劇場の利用促進又は前条に規定する目的の達成のため市長が必要と認める事業
- (指定管理者による管理等)

第3条 劇場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 前条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 劇場の使用の許可に関する業務
- (3) 劇場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他劇場の管理上市長が必要と認める業務
（指定管理者の指定等）

第4条 劇場の指定管理者の指定を受けようとするものは、劇場の事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による劇場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が劇場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が第1条に規定する目的を最も効果的に達成することができるかと認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条、第8条、第10条、第11条及

び第14条から第16条までに規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理運営の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 劇場の管理運営業務の実施状況及び使用状況

(2) 劇場の管理運営に係る経費の収支状況

(3) その他規則で定める事項

(使用の許可)

第7条 劇場を使用（準備又は片付けのための使用を含む。）しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、別表に掲げる施設区分及び時間帯区分ごとに行う。ただし、特別の事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

3 午前及び午後の時間帯区分の使用の許可を受けた者は正午から午後1時までの間も使用でき、午後及び夜間の時間帯区分の使用の許可を受けた者は午後5時から午後6時までの間も使用できる。

4 市長は、第1項の許可をする場合において、劇場の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、劇場の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 劇場の施設又は設備（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他劇場の管理上支障があるとき。

(目的外の使用禁止等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に劇場を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は劇場の管理上やむを得ない事態が発生したときは、許可した事項を変更し、又は使用の停止を命じ、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(3) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の処分により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき及び当初に許可を受けた時間帯区分を超過し、又は繰り上げて使用することの許可を受けた場合等市長がやむを得ないと認めるときは、使用後に納付することができる。

3 使用者は、附属設備を使用するとき、規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項及び第3項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める事由があるときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の設置)

第14条 使用者は、特別の設備等を設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により特別の設備等を設置したときは、使用者は使用後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。第10条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも同様とする。

3 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備等の設置を義務付けることができる。

(入場の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、劇場への入場を制限し、又は劇場からの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- (4) その他劇場の管理上支障がある者

(行為の制限)

第16条 劇場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為
- (2) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (3) 使用者が大劇場、中劇場、小劇場又は各練習室内において飲食し、又は入場者に飲食させる行為

(使用者の管理責任)

第17条 使用者は、劇場の使用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、職員の指示に従い直ちにこれを原状に復さなければならない。第10条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも同様とする。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施

設等を直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第19条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 劇場の指定管理者の指定を受けようとするものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第4条第1項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、施行日前においても、第4条第2項の規定の例により、その指定をすることができる。

4 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、施行日前においても、第4条第3項の規定の例により、その旨を公告するものとする。

5 第7条の許可を受けようとするものは、施行日前においても、第7条の規定の例により、市長の許可を受けることができる。

別表（第11条関係）

単位 円

時間帯区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大劇場	平日	66,000	125,000	162,000	280,000
	その他	80,000	150,000	195,000	336,000
大劇場	平日	46,000	88,000	113,000	196,000

1階席のみ 利用	その他	56,000	105,000	137,000	235,000
中劇場	平日	37,000	71,000	94,000	163,000
	その他	46,000	89,000	118,000	204,000
小劇場	平日	13,000	25,000	33,000	57,000
	その他	16,000	31,000	40,000	68,000
大練習室	平日	13,000	25,000	33,000	57,000
	その他	16,000	31,000	40,000	68,000
練習室B-1		6,000	8,000	8,000	22,000
練習室B-2		6,000	8,000	8,000	22,000
練習室3-1		3,000	4,000	4,000	11,000
練習室3-2		8,000	10,000	10,000	28,000
練習室3-3		5,000	7,000	7,000	19,000
練習室3-4		3,000	5,000	5,000	13,000
練習室3-5		2,000	2,000	2,000	6,000
練習室4-1		8,000	10,000	10,000	28,000
練習室4-2		5,000	7,000	7,000	19,000
練習室4-3		3,000	4,000	4,000	11,000
練習室4-4		2,000	2,000	2,000	6,000
大劇場 楽屋	中楽屋4	2,000	2,000	2,000	6,000
	中楽屋5	1,000	1,000	1,000	3,000
	中楽屋6	1,000	1,000	1,000	3,000
	中楽屋7	1,000	1,000	1,000	3,000
	中楽屋8	1,000	1,000	1,000	3,000
	中楽屋9	2,000	2,000	2,000	6,000
	中楽屋10	2,000	2,000	2,000	6,000
	中楽屋11	2,000	2,000	2,000	6,000
	中楽屋12	1,000	1,000	1,000	3,000

中 劇 場 楽 屋	中楽屋4	2,000	2,000	2,000	6,000
	中楽屋5	2,000	2,000	2,000	6,000
	中楽屋6	2,000	2,000	2,000	6,000

備考

1 平日

この表において「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く日をいう。

2 大劇場等の主たる使用目的に供する日の使用料の割増し

次の各号に掲げる場合の大劇場、中劇場、小劇場及び大練習室（以下「大劇場等」という。）の主たる使用目的に供する日の使用料は、当該各号に定める額とする。

(1) 第16条第3号の許可（大劇場又は中劇場に係る許可に限る。次号において同じ。）を受けた場合であって、同条第2号の許可を受け、又は入場者から入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）として5,000円を超える額を収受するとき 別表に掲げる使用料（以下「基本使用料」という。）に4を乗じて得た額

(2) 第16条第3号の許可を受けたとき（前号の場合を除く。） 基本使用料に3を乗じて得た額

(3) 第16条第2号の許可を受け、又は入場者から入場料等として5,000円を超える額を収受するとき（第1号の場合を除く。） 基本使用料に2を乗じて得た額

3 大劇場等の主たる使用目的に供する日以外の日の使用料の減額

大劇場等の主たる使用目的に供する日以外の日の使用料は、基本使用料に0.5を乗じて得た額とする。

4 当初に許可を受けた時間帯区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料

(1) 当初に許可を受けた時間帯区分を新たな許可を受けて超過し、又は繰り上げて使用することができる場合は30分を限度とし、その使用料は当該時間帯区分の基本使用料の額に備考2又は備考3を適用した額に0.2を乗じて得た額とする。

ただし、やむを得ず許可を受けて30分を超えて超過し、又は繰り上げて使用する場合は、当該時間帯区分の後又は前の時間帯区分の基本使用料の額に備考2又は備考3を適用した額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、許可を受けて当初に許可を受けた時間帯区分を超過し、又は繰り上げて午前9時前又は午後10時後に使用する場合は、1時間につき夜間の時間帯区分の1時間当たりの基本使用料の額に2を乗じて得た額とする。

5 その他

使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

提案理由

岡山芸術創造劇場を設置するため、本条例を制定しようとするものである。